

業務仕様書

1. 業務名

和歌山県職員募集案内 2026PR 動画制作業務

2. 業務概要

和歌山県職員募集を広く広報するとともに、就職活動を予定している大学生や高校生などに効果的に PR するための動画を作成することで、県職員としてのやりがいと魅力を積極的に発信し、職員採用に係る応募促進と人材確保につなげる。

3. 契約期間

契約日～令和8年3月31日(火)

4. 業務内容

- (1) 計画及び準備
- (2) 動画の企画、撮影及び制作(デザイン、撮影、作画、編集等の全ての業務)
- (3) 打合せ
- (4) その他上記の業務に付随する一切の業務

5. 業務内容詳細

(1) 計画及び準備

業務の実施に当たり、業務の内容及び作業工程を示した業務計画書を作成すること。

(2) 動画の企画、撮影及び制作(デザイン、撮影、編集等の全ての業務)

ア 企画

和歌山県職員の仕事を伝える動画とし、和歌山県職員採用情報サイトとのイメージと連動を意識したものとする。

動画のイメージについて、絵コンテやサンプル動画等を用いて、以下の内容を盛り込んだ上で提案することとする。

(ア) 視聴者にわかりやすく、写實的(リアル)な動画であること

県としての方針をそのまま語っているような内容ではなく、仕事について本音で語っている内容とする。また、執務室でインタビューに答えているような動画だけではなく、職場風景や現場で撮影するなど、仕事がイメージしやすい内容とすること。

(イ) 強弱のある(テンポの良い)動画であること

同一場所での撮影にせず、単調にならないようにするとともに、適宜 BGM や背景(例:施設、人等)を工夫し、必要に応じテロップ等を加え、退屈させないよう強弱をつけた内容とすること。

イ 規格

(ア) 作成する動画の本数等は、次のとおりとする。

なお、下表記載の①～⑥はそれぞれ以下「動画等【番号】」(例. 動画等①)という。

	内容	時間	本数等
①	仕事紹介動画	3分～4分程度	5本
②	①で作成したショート版	1分程度	5本
③	①で作成したリール版	15秒程度	5本
④	①用のサムネイル画像		5枚
⑤	②③用のサムネイル画像		5枚
⑥	和歌山県職員採用情報サイトへの掲載用写真		25枚程度(動画1本につき5枚程度)

(イ) 県職員5名(動画1本につき1名)を出演させることとする。

(ウ) 動画等①は画面縦横比を16:9、動画等②③はスマートフォンで再生することを踏まえ、縦型とする。

(エ) 動画等①の動画解像度は、横1920×縦1080/30fps以上とし、動画等②③の解像度は動画等①と同等のものとする。

(オ) 動画等④⑤⑥はデータで提供することとし、JPEG方式とする。

ウ 撮影

(ア) 動画の撮影場所は和歌山県内に限る。

(イ) 撮影に必要とするカメラは動画に応じて受託者が準備するものとする。

(ウ) 撮影には、必要に応じて県の職員が同行することとする。

(エ) 動画の撮影日数については3日間とすること。

(オ) 撮影の移動等で使用する乗用車は受託者が手配すること。

(カ) 必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。

エ 編集

(ア) 動画等①には日本語字幕を挿入すること。

(イ) 撮影した映像の加工、字幕、BGM及び説明テロップの挿入等などの編集を行うこと。

(ウ) 複数年使用可能な動画とすること。

(3) 打合せ

ア 委託契約締結後、受託者は、業務内容及び業務実施スケジュールについて速やかに県と打合せを実施すること。

イ 県と受託者は、業務実施スケジュールに応じて随時打合せを実施するものとし、県が打合せを指示した場合は、受託者は速やかに応じること。(状況に応じてオンラインも可)

(4) 成果品に関する事

納品は以下の2形態とする。DVDドライブ付きパソコンでの再生を想定したファイル形式とする。

ア 動画等①～⑥を記録したDVD納品3セット(DVD-VIDEO形式)

イ 動画等①～⑥のデータの納品(複製が可能なデータ形式)

6. 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

7. その他

- (1) 交通費等、動画撮影編集に係る諸費用は、委託費に含まれるものとする。
(紀南地域での撮影の可能性を考慮すること)
- (2) 当該事業において撮影した編集前動画データ及び成果物に係る権利は県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は速やかに県と協議を行い、県の指示を受けるものとする。
- (4) 撮影場所については事前に協議のうえ、当日は委託者の指示に従うこと。
- (5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (6) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。